

京都市告示第422号

京都市観光駐車場条例第3条及び別表第2の規定に基づき、次のとおり京都市高雄観光駐車場を有料供用する期間を定めます。

令和8年10月15日

京都市長 松井 孝治

京都市高雄観光駐車場を有料供用する期間は、令和8年11月1日から同月30日までとします。

この期間内の有料供用時間は、午前8時から午後5時までです。

(建設局自転車政策推進室)